

**厚木市住みよいまちづくり条例に基づく  
新ごみ中間処理施設の都市計画素案に関する説明会（要旨）**

**1 開催日時**

平成 30 年 6 月 19 日（火）午後 7 時から午後 8 時 30 分まで

**2 開催場所**

依知南公民館 2 階集会室

**3 参加者数**

32 人

**4 事務局（説明者）**

(1) まちづくり計画部都市計画課

加藤部長 小堺課長 阿左美係長 遠藤副主幹 伊藤主査

(2) 環境農政部環境施設担当

片桐担当部長 田坂主幹

(3) 厚木愛甲環境施設組合

落合局長、庄司次長、小瀬村主幹、福田副主幹、大森副主幹、関野副主幹  
国際航業(株) 中前、葛畑、岡崎

**5 説明の内容**

スライド資料に沿って説明（資料 3 参照）

(1) 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備事業の概要

（説明者：厚木愛甲環境施設組合）

(2) 「都市計画素案の概要」及び「今後の都市計画手続」について

（説明者：厚木市都市計画課）

**6 主な質問と回答**

**質問**

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の排ガス自主規制値（以下、「自主規制値」と言う。）について、周辺自治体や厚木市環境センターとの比較があれば教えてください。

**回答**

自主規制値については、全国的にも厳しい規制値であると認識しています。東京都大田区の大田清掃工場（平成 26 年 9 月稼働）や、東京都武蔵野市の武

蔵野クリーンセンター(平成 29 年 4 月稼働)より厳しい規制値となっており、平成 31 年に稼働予定の高座清掃施設組合の施設と同等の自主規制値となっています。また、現在の厚木市環境センターとの比較ですが、現施設の運転管理値は、ばいじん量 0.01g、塩化水素 50ppm、窒素酸化物 75ppm、ダイオキシン 1ng、一酸化炭素 50ppm (4 時間平均) となっています。

---

**質問**

自主規制値のうちダイオキシン類の規制値について、もっと小さい値に(8 分の 1)にならないのですか。

**回答**

今後、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の実施計画等の段階で、検討します。

---

**質問**

4 月から、新たに水銀の規制が設けられました。どのようにして規制をクリアする考えなのか、教えてください。

**回答**

今後、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の実施計画等の段階で、検討します。

---

**質問**

焼却灰は原料として売却するのでしょうか、それとも業者に手数料を払って引き取ってもらうのでしょうか。また、それに係る費用等についても教えてください。

**回答**

リサイクル業者に手数料を支払い、引き取ってもらうことを考えています。費用については、単価が周辺自治体の事例から 1 トン当たり 3 万 6 千円から 5 万円程度と見込んでおります。費用負担については、厚木愛甲環境施設組合の予算で対応します。

---

**質問**

自主規制値については、あくまで厚木愛甲環境施設組合の定めたもの、という考え方でよろしいでしょうか。自主規制値の決定や施設の運営等について、住民の意見を反映するため、協定等を締結してはどうでしょうか。

**回答**

自主規制値の決定については、専門的な知識が必要になることから、厚木愛

甲環境施設組合に組織した厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会の中で検討していただき、決定します。

協定等の締結については、施設を運営する厚木愛甲環境施設組合において検討させていただきたいと思えます。

---

#### 質問

都市計画素案について、ごみ中間処理施設を建設するための用途変更だけになっています。都市計画は、周辺環境の改善を含めて考えるべきと思えます。金田地域の周辺環境を向上するための計画を、一緒に盛り込むことはできないのですか。

#### 回答

本日の説明会は、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を建設するために必要な都市計画決定についての説明会であることを御理解ください。

周辺環境の改善については、金田地区の皆様と平成 25 年 11 月に基本協定書を締結し、平成 29 年 2 月に厚木市環境センターの延命化のお話をさせていただいた際にも、いくつか約束をしました。それらに基づき、厚木市が全体として金田地区の住環境を整えていきます。

---

#### 質問

河川敷の部分は、神奈川県が計画した三川公園の区域になっていたはずですが、厚木市が都市計画を承認しなかったため、未だ整備されていないと県から聞いています。神奈川県とはどのような話になっているのでしょうか。

#### 回答

堤防の内側、金田側については、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の北側の部分を三川公園に成り代わる緑地として整備します。堤防の外側については、基本的には神奈川県が整備すべきものと考えており、これまで整備に向けて神奈川県と協議してきました。今後も、神奈川県に要請し、少しずつでも進めていきたいと考えています。また、神奈川県が都市計画を定めようとしたことに対し、厚木市が承認しなかったということは無かったと認識しています。

---

#### 質問

現在の厚木市環境センターの都市計画を廃止する意味は、どう捉えれば良いのですか。資源化センターのように、ごみ焼却場として使わないという理解で良いですか。また、廃止後の都市計画上の位置付けはどのようなのですか。

#### 回答

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設が完成したら、既存の厚木市環境セ

ンターは、役目を終了しますので、都市計画を廃止するという事です。都市計画を廃止した後は、ごみ焼却場としては使用しません。廃止後の都市計画上の位置付けは市街化調整区域となります。

---

**質問**

都市計画素案のうち、第1号厚木市営廃棄物処理場の都市計画決定の内容について、備考欄の昭和47年に都市計画変更されたごみ焼却場の処理量200tの記述が残っています。施設を現在の厚木市資源化センターに変更したときに、なぜ備考欄の記述を処理量28.8tに変更しなかったのですか。処理量を200tのまま残していることの意図は何ですか。

**回答**

第1号厚木市営廃棄物処理場（以下、「当該施設」と言う。）は、昭和39年にごみ焼却場として当初決定し、昭和47年に施設の規模拡張により現在の都市計画決定の内容に変更しています。

その後、昭和63年の厚木市環境センターが稼働したことにより、当該施設の焼却施設は廃止となりましたが、ガラス類の処理施設は継続して稼働することから、都市計画の廃止や変更は行わず、廃棄物処理場としての都市計画を残しています。

**以上**